

糖尿病・脂質異常症・高血圧症を主病とする患者様へ

令和6年6月から特定疾患療養管理料から 生活習慣病管理料へ移行します

『糖尿病』『脂質異常症』『高血圧症』の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払い頂く料金が保険の種類(自己負担額)により増加します。

【療養計画書】とは



生活習慣に関する総合的な治療管理をするため、患者さまと医師・医療スタッフが情報共有しながら、ともに生活習慣改善に向けた目標・指導内容を確認するために作成する治療計画書です。診察時に医師・看護師等から説明を行います。**患者さまの署名(サイン)が必要となります**ので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【生活習慣病管理料】とは

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者さまを対象とし、疾病の重症化予防のため、療養計画書を作成し服薬や生活の指導を医師・専門職が行う総合的な治療管理です。

ご質問・ご不明な点等がございましたら
お気軽に窓口までお問い合わせください



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



医療法人 関越中央病院

